

第二 要求書 (2)

- 一 最低賃金を決定せらるコト
- 一 工場管理人候補者部より解職せらるコト
- 一 解雇反対
- 一 解雇手当を請求せらるコト
- 一 退職手当を請求せらるコト
- 一 待機人に対する

一月経時ハハ日間の休養ヲ與フルコト
 一 産前産後各三週間の休養ヲ與フルコト

昭和二年九月十五日

日本評議会労働組合 東京合同労働組合
 佐原支部 松岡方会

松岡之次 部長殿

第三面 要求書

- 一 最低賃銀ヲ返ムルコト
- 一 健康保険法査定金額ヲシテ最低賃銀トスルコト
- 一 工場管理人候補者部より解職せらるコト
- 一 解雇反対
- 一 今後解雇ノ件発生シタルハ一應全従業員ニ認リ其系返リ得ルコト
- 一 解雇手当

- (1) 解雇アル時ハ三給百円十日分ヲ支給スルコト
- (2) 就職一ヶ月以下ノ者ニハ日給三週間の分ヲ支給スルコト
- 一 退職手当
- 一 (1) 十一年以上勤続者ニ対シテハ全二十圓支給スルコト
- 一 (2) 十一年以上十一年ヲ増ス毎々全二十圓ヲ増ハコト
- 一 婦人ニ對シテハ
- 一 (1) 産前産後各三週間ノ休養ヲ與フルコト